

長 建 協 発 第 5 0 8 号
平成 2 8 年 2 月 1 6 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

青少年の雇用の促進等に関する法律について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 1 8 9 回国会において、勤労青少年福祉法等の一部が改正されたことに伴い、青少年の雇用促進等に関する法律（以下「法」という）は、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずるものであり、これらの措置については、事業主に加え、職業紹介事業者、募集情報提供事業者等の関係者が取り組むものとなっております。

法は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行されておりますが、青少年の適職の選択に関する新たな仕組みである求人の不受理及び青少年雇用情報の提供に関する規定は平成 2 8 年 3 月 1 日から施行されることとなっております。

また、関係する政省令・告示は平成 2 8 年 1 月 1 4 日に公布・告示されたところであります。

つきましては、標記について、全建を通じ厚生労働省職業安定局長より、別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、別添リーフレット①～⑥につきましては、下記の厚生労働省ホームページより閲覧可能となっておりますことを申し添えます。

記

☆厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>